

**1. 省エネ性能向上認定計画の認定申請手数料（法第29条第1項）**

**(1) 住宅部分**

**表1** (※1)

区分		認定申請手数料			
建物用途	規模	適合証等がある場合	適合証等がない場合		
	床面積 (㎡)		標準計算	誘導仕様基準・計算併用法	誘導仕様基準
一戸建ての住宅	～200未満	4,800	35,000	26,000	17,000
	200以上～	4,800	39,000	28,000	19,000
共同住宅 長屋	～300未満	9,700	70,000	52,000	33,000
	300～2,000未満	20,000	118,000	88,000	58,000
併用住宅等 (※2、3)	2,000～5,000未満	46,000	201,000	153,000	105,000
	5,000以上～	82,000	288,000	223,000	160,000

**(2) 非住宅部分**

**表2** (※1)

区分		認定申請手数料			
建物用途	規模	適合証等がある場合	適合証等がない場合		
	床面積 (㎡)		モデル建物法	標準入力法他	工場、倉庫等 (※4)
非住宅部分 (※5)	～300未満	9,700	89,000	233,000	9,700
	300～1,000未満	16,000	113,000	292,000	16,000
	1000～2,000未満	27,000	149,000	377,000	27,000
	2,000～5,000未満	82,000	242,000	539,000	82,000
	5,000～10,000未満	130,000	316,000	664,000	130,000
	10,000～25,000未満	164,000	380,000	785,000	164,000
	25000以上～	206,000	446,000	895,000	206,000

- ※1 上記表は非住宅部分と住宅部分の区分ごとの認定申請手数料表です。認定申請に係る部分で合算した額が認定申請手数料の額となります。
- ※2 共同住宅の床面積には、共用部分の床面積を含みます。
- ※3 共同住宅等とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅を指します。
- ※4 工場における生産エリア、倉庫における冷凍室、冷蔵室及び定温室、データセンターにおける電算機室、大学、研究所等におけるクリーンルーム等の特殊な目的のために設置される室等で、一次エネルギー評価対象設備が照明のみまたは評価対象設備がない用途の建築物を指します。
- ※5 非住宅の部分とは、住宅の用途に供する部分以外の部分を指します。(例：店舗、事務所等)

**2. 省エネ性能向上計画の変更認定申請手数料（法第31条第1項）**

**(1) 住宅部分**

**住宅部分の変更認定申請手数料額 = 表1で求める額 × 0.5 (※1)**

**(2) 非住宅部分**

**非住宅部分の変更認定申請手数料額 = 表2で求める額 × 0.5 (※1)**

- ※1 上記は住宅部分と非住宅部分の区分ごとの変更認定申請手数料表です。変更認定申請に係る部分で合算した額が変更認定申請手数料額となります。また、合算した額に100円未満の端数がある場合は、100円未満を切り捨てた額が変更認定申請手数料額です。

**3. 認定申請（変更認定申請）に併せて、確認の申し出 (※1) をする場合（法第30条第2項）**

**上記1（または2）で算出した額 + 確認申請（または計画変更）手数料の額**

- ※1 確認の申し出とは、法第30条第2項の規定による、建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出ることを指します。

★「法」とは、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」のことを指します。